施策1　生きる力を育む教育の推進

主担当課　学校教育課

基本方針

未来を拓く子どもたちが、たくましく「生きる力」を身につけることのできるまちをめざします。

「生きる力」とは、自ら学び、自ら考え主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性です。また、たくましく生きるためには、健康や体力も不可欠です。

そこで、こうした資質や能力をバランスよく育む取り組みを推進します。

また、特別支援教育※の充実や、いじめや不登校などに対応できる体制づくりを推進するとともに、子どもたちが犯罪や事故に遭わないための体制の強化に努めます。

現状と課題

学校での学習に加え、家庭教育における子どもたちの「生きる力」を育むための取り組みや、登下校時などにおける安全確保が課題となっています。また、基礎学力を全国平均まで引き上げるため、学校と保護者が一体となり子どもたちの学ぶ意欲を引き出すことが必要です。

- 登校したくてもできない、また、登校しても教室で授業を受けることが難しい等の問題を抱えた子どもたちのために、「楽しく学び」「楽しく遊ぶ」ことができる体制づくりが必要です。
- 景気の低迷等の影響で、幼稚園の就園・小中学校の就学が困難な子どもや高校や大学などに進学したくてもできない子どもが増えており、経済的な支援が必要とされています。
- 「話す」「聞く」「話し合う」力を確実に育成するなど、人間関係形成の能力の向上を図る教育が求められています。
- 国際社会の進展に伴い、子どもたちが外国人と接する機会が年々増えている中、お互いの文化や風習に対する理解を深める教育が求められています。
- 学校内や通学路上で、子どもたちを標的にした悪質な犯罪が増加しているので、これらを未然に防ぐための体制が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
１時間以上家庭学習している児童・生徒の割合（小６と中３）	小学校：51.9% 中学校：47.5%	小学校：55.7% 中学校：48.7%	－	65.0%	
不登校児童・生徒の数	小学校：　2.7人 中学校：28.6人	小学校：　4.4人 中学校：33.7人	小学校：　5.2人 中学校：27.2人	小学校：　2.0人 中学校：20.0人	児童・生徒１，０００人あたりの不登校児童・生徒の数
肥満度２０％以上の児童・生徒の割合	小学校：　8.9% 中学校：　9.4%	小学校：　9.0% 中学校：　9.3%	小学校：　8.6% 中学校：　9.8%	7.0%	

今後の取り組み

1　誰でも楽しく、いきいきと学べる教育の推進

基本的な生活習慣の定着や確かな学力の向上をめざし、全ての学校でわかる授業、楽しい授業、学ぶ意欲を引き出す授業を実現するとともに、子どもたちの個性や特性を活かす教育を推進します。

そのため、教職員研修の充実を図り、資質や指導力向上に努めるとともに、地域の歴史・伝統文化の学習や自然体験学習など、地域の特性を活かした特色ある教育を推進します。また、学ぶ意欲の基礎となる子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝、早起きや規則正しい食事」などの正しい生活リズムを身につけることができるよう、学校教育や家庭における食育※の充実を図ります。

- 学力向上形成事業
- 食育推進事業
- 総合学習支援事業

2　いじめや不登校の解消

子どもたちが、楽しい学校生活を送るため、一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるよう、問題を抱える子どもたちに対する学校での相談体制を確立します。

また、教育委員会が中心になり、関係機関と連携し情報を共有することで、全体的な支援体制の構築に努めます。

- 適応指導教室事業
- スクールカウンセラー配置事業
- 心の教室相談事業

3　学習環境の充実

健康で楽しい学校生活が送れるよう、健診体制の充実や食育の推進を図るとともに、進んで運動に親しむ習慣をつけ、体力の向上に努めます。

また、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応えるため、学級の状況に応じて教育補助員※を配置し、特別支援教育の充実を図ります。

- 特別支援教育推進事業
- 通級学級支援事業
- 学校保健事業

4　国語力の強化と国際理解教育の推進

国語教育を中核に据えた学校教育の推進が重要となっていることから、国語力の中核である「考える力」「感じる力」「想像する力」「表す力」の４つの能力を伸ばすことを重点とした基礎学力の向上を図ります。

また、国際社会の一員として、これからの世界にはばたいていくために、外国人指導助手（ＡＬＴ）を中心とした国際理解教育を進めることで、コミュニケーション能力の向上を図ります。

- 語学指導等外国青年招致事業
- 学力向上形成事業

5　小中学校等への就学援助及び大学等への修学支援

幼稚園の就園と保護者負担の軽減を促進するため、補助を行うとともに、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の援助を行い、教育の機会均等を図ります。

また、経済上の理由により、高校や大学等に進学することに苦慮している生徒・学生への奨学金の貸付を行い、教育の機会均等を図り社会の健全な発展に尽くす有能な人材の育成を推進します。

- 奨学金貸付事業
- 要保護、準要保護児童生徒援助事業
- 幼稚園補助事業

6　安全体制の確立

災害時に迅速に対応できるための避難訓練や交通事故に遭わないための交通安全教室などを実施するとともに、学校と警察が連携し、学校内や登下校時における犯罪や事故などを未然に防ぐための指導や訓練を実施します。

特に、通学路における犯罪・事故防止対策として、通学路の安全点検と地域の各団体やボランティアによる巡回パトロール等により犯罪の防止に努めます。

- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- 巡回パトロール事業

市民等との役割分担

- 子どもたちが家庭で学習しようという環境をつくりだすことが期待されます。
- 保護者の学校行事への積極的な参加が期待されます。
- 子どもたちのあり方、生き方を含め適正な家庭教育が期待されます。
- 子どもたちを育てる地域の体制づくりが期待されます。

施策2 教育環境の充実

主担当課　学校教育課

基本方針

子どもたちの健やかな成長と豊かな人間性を育み、多様化する教育ニーズに対応するため、安全・安心で快適な教育ができる環境づくりをめざします。

子どもたちが、どこの園、学校にいても同じ環境で教育を受けることができるように、備品などの計画的な整備を推進します。

また、安全で安心な園、学校生活を送るために校舎等の安全性を確保するとともに、子どもたちが食の大切さや楽しみを実感できる環境の整備を進めます。

現状と課題

近年、子どもたちの学ぶことへの意欲や関心などの減退、体力の低下などの傾向が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育むためにも充実した環境づくりを進める必要があります。

●教育用コンピュータは、順次導入していますが、１人１台を達成していない学校が１６の小中学校のうち４校あります。今後、機器更新とともに、整備を進めることが求められています。

●学校図書については、毎年更新しながら整備をしていますが、古くなった図書を順次廃棄している為、１６の小中学校のうち２校が基準未達成であり、整備が追いついていない状況です。今後、充足するよう整備を進めていく必要があります。

●自校式給食施設の整備を全ての学校に順次行っていますが、あと３校を整備する必要があります。計画的な整備を進めることが求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
小中学校の教育用コンピュータの整備率	37.5%	62.5%	62.5%	100.0%	小中学校パソコン教室で、児童生徒１人１台を達成している学校数の率
文部科学省基準を満たしている小中学校図書館の割合	87.5%	87.5%	87.5%	100.0%	
自校式給食施設の整備率	75.0%	75.0%	81.3%	100.0%	小中学校の自校給食施設整備率

今後の取り組み

1　教材教具の充実

幼稚園・学校の図書や標本などの教材や、運動用具や視聴覚機器などの教具の充実を図ることにより、子どもたちが楽しく活動できる学習の場の提供を推進します。

特に、子どもたちの健全な教養を育成するための図書ついては、市立図書館との連携を図るとともに、文部科学省が定める図書標準（図書の充足率）の達成に努めます。

・小中学校教材整備事業

2　教育用コンピュータ環境の充実

小中学校の総合的な学習の時間などにおいて、コンピュータやインターネットを効果的に活用した情報教育に対応できる環境整備を推進します。

文部科学省の整備基準を満たすための計画的な整備や、インターネット接続の高速化を進めます。

・小中学校教育用コンピュータ整備事業

3　学校施設改修の推進

幼稚園・学校施設は子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場であることから、安心して学習することができる校舎等の整備を進めます。老朽施設の改築工事、大規模改造工事等を計画的に進め、安心して学習することができる教育環境の整備を推進します。

また、災害時における避難所としての役割を考慮した施設整備を図ります。

・小中学校改修等事業

4　自校式給食施設の整備の推進

安全・安心で温かい給食を提供するために、全小中学校に自校式給食施設を整備します。また、既に設置してある自校式給食施設については、改修等の際に、より衛生的な環境を確保することのできるドライシステム化※の整備を進めます。

・小中学校給食施設改修事業

市民等との役割分担

・学校施設の環境美化活動に積極的に参加することが期待されます。
・整備された学校等の施設を大切に使用するとともに、子どもたちとの活動や、学校開放など、積極的に活用することが期待されます。

施策3 生涯学習の充実

主担当課　生涯学習課

基本方針

いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学びあう喜びを実感し、いきいきと暮らせるまちをめざします。

学習できる場の充実や情報提供等に努め、学習意欲と多様な価値観に対応した学習ができる環境づくりを推進します。

地域での特色を活かした学習ができる体制の整備を推進します。

また、次世代を担う子どもたちを、地域社会が協力して育むための取り組みを進めます。

現状と課題

高齢化や高度情報化など社会環境の大きな変化により、生きがいや豊かな心を求めて生涯学習に対するニーズは多様化しています。しかしその一方、学習に取り組んだり趣味の会などに参加している市民の割合は平成１８年の２４．４％から平成２２年には２２．０％と減少しています。そのため誰もが気軽に参加できる学習機会の充実や市民が自発的にグループやサークル活動など、生涯学習に取り組む環境づくりが求められています。

●市民の主体的な活動を支援するためには、市民ニーズに応じた学習機会や情報の提供、さらに計画的な学習施設の整備などが必要です。同時に、ここ数年横ばい状態となっている民間指導者（達人バンク）の登録者の活性化と新規開拓が必要です。

●子どもたちの放課後活動や週末活動を充実させるため、地域住民の協力を得ながら子どもの居場所づくり※を進める必要があります。

●地域住民の学習意欲を引き出すため、市民への情報の提供や小学校を活用した公民館活動を行うなど、地域活動拠点の整備・充実が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
学習に取り組んだり、趣味の会などに参加している市民の割合	24.4%（H18）	－	22.0%	28.0%	市民意識調査のアンケート項目
「ごせん活き活き楽習達人バンク」の登録者数	95人	101人	109人	160人	
社会教育関係団体登録数	298団体	229団体	254団体	280団体	

今後の取り組み

1　学習機会の充実

誰でも気軽に「学ぶ」ことができると同時に、「教わる」だけでなく、学んだことを「教える」ことができるなど、自分の能力を社会の中で活かせるような学習機会の拡充を進めます。また、市のホームページなどの活用を図り、リアルタイムに各種講座や講演会などの情報提供に努めます。

さらに、市民意識調査を実施し、多様な学習ニーズや課題の把握に努め、より的確な学習機会の提供を推進します。

- 市民大学講座事業等

2　民間指導者の育成・活用の推進

「ごせん活き活き楽習達人バンク※」制度を充実させるため、登録者のスキルアップや活動支援、団塊の世代などをターゲットにした指導者の掘り起こしなどを進め、市民自らが自主講座等を開設することができるよう、指導者の育成と支援を推進します。

さらに、市民の学習ニーズと指導内容とのマッチングを進め、自主的な学習機会を持てるよう支援します。

また、社会教育関係団体の活動支援を進め、行政に頼らなくても自主的に活動することができるグループやサークルなどの育成に努めます。

- ごせん活き活き楽習達人バンク推進事業
- きなせや楽習大学事業
- 生涯学習フェスティバル事業

3　子どもの居場所づくり※

地域住民の協力を得ながら、地域社会の中で子どもたちが安全・安心に、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めるため、地域の力を活かした子どもの居場所づくりを推進します。

退職教員等による学習指導や住民との交流活動を通した寺子屋事業※を全小学校区で開設し、子どもたちがさまざまな体験活動を通して、自ら考え、行動できる豊かな感性や社会性を養う学習機会の提供に努めます。

- 寺子屋事業
- 週末活動等支援事業
- 生き生き通学合宿事業
- 中高生ボランティアスクール事業

4　公民館の有効活用

地域に根ざした生涯学習を推進するため、地域の財産である小学校などの施設を活用した公民館活動の充実を図るとともに、さらに小学校区単位の地区公民館の整備を図り、気軽に参加できる学習機会の提供と地域性を活かした活動の推進に努めます。

- 地区公民館拡充事業

5　生涯学習関連施設の計画的な整備

利用者が安全に安心して利用できる生涯学習関連施設の計画的な改修を実施します。

また、多様化する市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習と芸術文化活動の複合的な拠点施設である（仮称）生涯学習センターの建設に向けて、検討を進めます。計画にあたっては、効率的な運営、利用予測や施設の活用方策などを総合的・長期的な視点で検討します。なお、市民参画による検討委員会を設置するなど市民との協働に努めます。

- （仮称）生涯学習センター建設推進事業

市民等との役割分担

- 学習できる場や地域活動へ意欲的に参加することが期待されます。
- 自らの学習成果を、積極的に地域に還元することが期待されます。

施策4 生涯スポーツの推進

主担当課　生涯学習課

基本方針

子どもから高齢者まで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることは、市民の願いです。誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しみ、元気に心豊かで生きがいのある生活を送ることができるまちをめざします。

一人でも多くの市民に気軽にスポーツを楽しんでもらえる場をつくることにより、健康の維持・増進の機会を提供するとともに、施設環境や備品等の整備・充実に努めます。

また、競技スポーツの振興を図るため、各種大会の招致や開催に努めます。

現状と課題

児童・生徒の運動する子としない子の二極化や成人の生活習慣病※の増加、高齢化の進展などにより、「健康維持・増進」「介護予防」のための生涯スポーツに対する市民ニーズが高まっています。そのため、体力づくり教室参加者数は、平成２０年度の８，３３０人から平成２２年度には９，３３２人に増加しています。

●スポーツ指導者の育成や施設整備・管理の充実など、スポーツ環境の充実を図り、より多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供することが必要です。
●子どもから高齢者まで、普段運動に関心がない人を運動に引き込めるよう、参加したくなるような教室、イベントを企画することが必要です。
●幅広くスポーツ大会を招致・開催し、よりハイレベルな試合等を間近に体験できる機会の提供が必要です。
●スポーツ施設利用者の安全性や利便性を考慮した、適正な施設管理が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
スポーツ（運動）を週１回以上している市民の割合	23.2%（H18）	–	24.1%	35.0%	市民意識調査のアンケート項目
体力づくり教室参加者数	8,330人	8,562人	9,332人	11,100人	
各種市内大会参加者数	34,004人	36,246人	37,836人	42,400人	

今後の取り組み

1　生涯スポーツ活動の推進

子どもの体力・運動能力低下を防止するため、レクリエーションやスポーツを通じて体力づくりの機会を提供します。青・壮年期を通じた世代の生活習慣病を予防し、主体的に健康維持・管理できる運動機会を提供します。さらに、高齢者の介護予防・健康増進のための運動教室を開催します。また、総合型地域スポーツクラブ※の設立準備をし、市民による主体的・自主的運営により、市民に運動の機会を提供します。

- 健康増進・体力づくり事業
- 総合型地域スポーツクラブ事業

2　競技スポーツの振興

スポーツ活動への関心を高め、競技力の維持・向上及び健康増進を図り、しかも、地域住民の交流促進を図るため、市民の誰もが気軽に参加できる各種スポーツ大会を積極的に開催します。

また、競技水準向上のため、ジュニア選手の育成強化に努めるとともに、全国及びブロック大会等の出場のための奨励費を支給するなどの支援を行います。

- 五泉市スポーツ・レクリエーション大会事業
- 五泉市陸上競技選手権大会事業
- 各種大会への派遣奨励事業
- ジュニア選手育成強化事業

3　スポーツ指導者及び団体等の育成強化の推進

スポーツ推進委員などの指導者への研修会を実施し、スポーツ指導者の資質向上を図ります。体育協会等の団体及びスポーツクラブ（サークル）活動団体などとの連携を強化し、市民自らが主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、スポーツ人口の拡大を図ります。

- スポーツ推進委員育成事業
- 体育団体育成強化事業

4　スポーツ大会の招致と開催

既存の施設の点検・管理等を徹底し、各種の大会運営がスムーズに行えるようにします。

また、さまざまな競技に対応できる用具の充実及び整備、点検を行い、スポーツ団体等と連携し、よりハイレベルなスポーツ大会を招致・開催します。

- 新潟県スポーツフェスティバル大会招致事業

5　スポーツ等施設整備の推進

既存のスポーツ施設を最大限に有効活用するため、さまざまなニーズに対応できるよう計画的な施設の改修や付属設備等の整備・充実に努めます。

また、スポーツ活動の拠点となっている総合会館大ホールの天井崩落防止対策等のための改修整備に努めます。

- 総合会館大ホール改修事業

市民等との役割分担

- 市民一人ひとりが、運動することにより、「健康維持・増進」「生活習慣病予防」「介護予防」につながることを自覚し、それぞれ自分にあったスポーツ（運動）を自分のペースで楽しむことが期待されます。
- 地域において、自主運営の運動教室等の開催をめざし、地域の連帯感や運動の重要性に対する理解を深めることが期待されます。
- 市民による主体的、自主運営の総合型地域スポーツクラブの活動に積極的に参加することが期待されます。
- スポーツ指導者が、自らの能力や学習成果等を積極的に地域に還元し、生涯スポーツ振興の担い手になることが期待されます。
- 総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会での意見・要望の発信など、市民参画が期待されます。

施策5 芸術文化の推進

主担当課　生涯学習課

基本方針

市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行う中で、心の豊かさと潤いが実感できるまちをめざします。

市民自らが主体的に芸術文化活動を行えるよう、活動の場の充実に努めるとともに、各種芸術文化団体や指導者の育成を図ります。

芸術文化活動への多様なニーズに応えることのできる施設等の整備を進めるとともに、芸術文化に対する関心を高めるため、優れた芸術文化にふれる機会の充実を図ります。

現状と課題

心の豊かさと潤いのある生活を求め、芸術文化への学習意欲や学習成果発表の場への参加は年々増加しており、文化事業の入場者数は、平成２０年度の１４，７１５人から平成２２年度は１７，５５９人となっています。そのため、民間団体による芸術文化活動を支援するなど、市民が芸術文化活動に親しむ環境の充実が求められています。

- 市民や芸術文化団体、サークル活動団体などと連携し、市民が主体的に活動できる場の充実が必要です。
- 芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体、サークルを支える民間指導者の発掘や育成が課題となっています。
- 年々、高まってきている市民の芸術文化に対するニーズに対応するため、文化施設の整備を計画的に進める必要があります。
- 心の豊かさや素直に感動できる心を養うため、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
文化事業入場者数	14,715人	12,156人	17,559人	22,000人	市が実施する文化事業の年間入場者数
芸術文化の振興に満足している市民の割合	－	－	27.1%	35.0%	市民意識調査のアンケート項目における「満足」「まあ、満足」の割合
達人バンクの登録者数	95人	101人	109人	160人	
１年間にコンサートや演劇などの文化・芸術鑑賞をしたことがある市民の割合	40.5%（H18）	－	38.8%	50.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1　芸術文化活動の推進

美術教室や書道教室などの各種教室の開催とともに、市民の芸術文化活動の発表の場である市美術展覧会や芸能祭、音楽祭など、より多くの市民が発表できる機会の充実に努め、市民の主体的・創造的な芸術文化活動の活性化を促進します。

市民が自主的に文化事業を行えるよう、芸術文化団体や生涯学習の「達人バンク」等と連携し、民間指導者の発掘や育成をするための研修等を積極的に推進します。

さらに、多様化する芸術文化活動の専門性に対応するため、職員研修を行うなどの人材育成に努めます。

- 市美術展覧会事業
- 音楽祭・芸能祭開催事業
- ごせん活き活き楽習達人バンク※育成事業
- きなせや楽習大学事業

2　芸術文化団体の育成支援

市民自らが主体的に文化活動を行うため、今後も利用しやすい施設運営に努め、団体育成や指導者の育成を進めます。

芸術文化活動の核となる文化協会の活動を支援することで、活動基盤の整備を促進します。また、文化協会と連携・協力して、研修会を行い指導者のレベル向上と育成を図ります。

- 芸術文化指導者育成事業

3　文化施設の充実

市民の芸術文化活動の場として、施設の維持管理に努めるとともに、必要な改修を進めます。

また、多様化する芸術文化の学習ニーズに対応するため、生涯学習と芸術文化活動の複合的な拠点施設である（仮称）生涯学習センターの建設に向けて、検討を進めます。計画にあたっては、効率的な運営、利用予測や施設の活用方策などを総合的・長期的な視点で検討します。また、市民参画による検討委員会を設置するなど市民との協働に努めます。

- （仮称）生涯学習センター建設推進事業
- 文化施設維持・改修事業

4　芸術文化の鑑賞機会の充実

市民の芸術文化に対する関心を高め、生涯を通じて多様な芸術文化に出会い、心の豊かさや潤いを実感できる市民生活を実現するため、芸術文化団体と連携を図り、優れた音楽、美術、演劇などにふれる機会の充実に努めます。

- 展覧会開催事業
- コンサート開催事業
- 舞台芸術鑑賞事業

市民等との役割分担

- 芸術文化活動に意欲的に参加することが期待されます。
- 自らの能力や特技を社会の中で発揮し、還元することが期待されます。

施策6 図書に親しむ環境整備の推進

主担当課　図書館

基本方針

市内に居住または勤務する全ての人が気軽に図書館を利用でき、利用者の要望に応えられる図書館資料の充実と情報提供ができるまちをめざします。

図書や各種資料の充実を図り、調査研究機能の強化をめざすとともに、生涯にわたって本に親しむことができるように、子どもの読書環境の整備と自主的な読書活動を推進します。

現状と課題

近年電子メディアの浸透により、情報化の進展と収集方法の多様化等が加速し、図書以外の媒体への関心の高まりが全国的な傾向として見られます。また、活字離れの進行の影響もあり「市民１人あたりの図書貸出冊数」は平成２０年度の４．１冊から平成２２年度の４．２冊と伸び悩んでいる状況です。

次代を担う子どもたちの読書離れも進んできており、図書館の果たす役割はますます重要となってきています。

●市民ニーズに対応した魅力のある蔵書整備や公共図書館のネットワークを活用した資料の提供などのサービスの充実を図る必要があります。

●図書館資料を利用した調査・研究が増えてきていることから、図書館資料を使ったサービスの充実を図る必要があります。

●子どもたちの読書意欲の向上を進めるため、読み聞かせボランティアの育成・強化が求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
市民１人あたりの図書貸出冊数	4.1冊	4.2冊	4.2冊	4.5冊	
市民１人あたりの蔵書数	2.8冊	2.9冊	2.9冊	3.3冊	
図書利用カード登録者数	18.7%	22.8%	27.2%	33.0%	総人口に対して個人登録をした率
図書利用カード登録者数（１５歳まで）	36.9%	38.1%	39.8%	45.0%	１５歳までの人口に対して個人登録をした率

今後の取り組み

1　図書館資料の充実

市民意識の多様化に対応した資料の整備が求められていることから、アンケート調査などによる利用者の意向を反映した蔵書の整備を進めます。
また、予約・リクエストサービスに迅速に対応するため、全国の公共図書館とのネットワークの利活用をさらに図るとともに、引き続き郷土・行政資料の収集・保存活動の取り組みを強化します。

- 蔵書整備事業

2　調査研究機能の強化

調査・研究などに対して、図書館資料等を活用して援助する機能を強化するため、職員研修を進めながら調査研究機能の向上を図ります。
また、サービス提供の利用促進を図るため、市民への PR 活動に努めます。

- 図書館職員研修事業

3　子どもの読書活動の推進

未来を生きる子どもたちの、心の糧になるような本の選書を心がけ、成長過程や発達段階に応じた本の橋渡しができるように努めます。
また、絵本の読み聞かせやおはなし会などの機会を充実させ、家庭や学校図書館との連携を深め、幼児・児童・生徒がどこにいても「読書」に関心が向くような環境づくりを進めます。

- おはなし会事業
- 出前おはなし会事業
- 絵本の読み聞かせ講座開催事業

4　施設整備の充実

分館機能の向上を図るため本館と分館の役割分担を明確にし、効率的な運営を図ります。
本館については、施設や駐車場の整備を進め、利便性の向上に努めます。

- 書庫整備事業
- 本館駐車場整備事業

市民等との役割分担

- 図書館を有効に活用することが期待されます。
- 子どもが本に親しめる「おはなし会」などのボランティア活動に積極的に参加することが期待されます。
- 地域資料や郷土に関する資料・情報を図書館に提供することが期待されます。

施策7 文化財の保護と活用の推進

主担当課　生涯学習課

基本方針

郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産です。これらの財産を大切に保存し、市民がそれらを活用できるまちをめざします。

地域に残る年中行事や伝統芸能を後世に伝えるため、後継者や団体の育成・支援に努めます。

郷土の歴史を知る上で貴重な資料となる埋蔵文化財の保護と活用を進めます。

また、文化財等の公開、展示を推進するため、展示施設の充実と情報提供を推進します。

現状と課題

郷土の自然や歴史・文化財について理解を深め、地域の持つこれらの資源を活かしたまちづくりが求められています。

指定文化財の件数は、平成２０年度の４５件から平成２２年度には５０件と増加しており、文化財に対する関心の高まりも見られます。

地域での生活習慣の変化や世代間交流が希薄になり、年中行事や伝統芸能を次の世代に引き継ぐことが難しくなってきています。また、保存団体等の構成員の高齢化が進んでいます。

●市内に残る文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、市や県などの指定文化財の掘り起しを図るなど、文化財を活かしたまちづくりが必要です。

●市内の約４００カ所の周知遺跡については、開発計画を事前に把握し、関係機関との協議･調整を図りながら、その保護と適正な処理が求められています。また、郷土の歴史を知る資料として出土遺物等の公開・活用に努めることが必要です。

●郷土の歴史や文化財についての理解を深めるため、村松郷土資料館の有効活用や、情報発信に努める必要があります。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
指定文化財の件数	45件	45件	50件	60件	国・県・市指定、国登録文化財の件数
村松郷土資料館入館者数	1,355人	1,055人	1,174人	2,000人	
文化財を手軽に鑑賞できると感じている市民の割合	－	－	23.4%	30.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1　指定文化財等の保存と活用

市内に残る貴重な文化財をより良い状態で保存するため、所有者等の協力を得ながら保存・整備を進めます。また、自然、歴史、文化など地域の特色ある魅力を見出し、自然資源や文化財を積極的に活用し、講座・教室を通してふるさとの学習や地域交流を行い、市民の郷土愛の高揚に努めます。

世代を超えて継承されてきた地域の文化や芸能を後世に伝えるため、伝統的な行事や芸能を実践している団体や後継者の育成と支援に努めます。

また、青少年が地域の伝統や文化に親しむ機会の充実を図ります。

- 歴史資料所在確認調査事業
- 歴史文化財講座事業
- 文化財維持管理等支援事業
- 文化財等の公開・活用事業

2　埋蔵文化財の保存と活用

埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査を実施し、記録保存に努めます。

また、発掘調査により出土した遺物や記録資料を、小中学校の総合学習等でふるさとの学習の教材として活用するとともに、郷土資料館等で公開展示することにより、郷土の歴史を知る機会の提供に努めます。

- 事前発掘調査事業
- 出土遺物展示公開事業

3　文化財展示施設の充実

村松郷土資料館を活用し、文化財等の公開展示を行うとともに、郷土史研究家や文化財所有者の協力を得ながら、魅力ある特別展等を開催し、郷土の歴史や文化財を知る機会の提供に努めます。

- 特別展・企画展開催事業

4　情報発信の充実

郷土の自然、歴史、文化財を広く市民に周知し、理解を深め、郷土を愛する心を育むため、文化財等をわかりやすく紹介したリーフレット等の資料整備を進めます。また、市のホームページを活用し、情報提供の充実に努めます。

- 文化財等説明看板整備事業
- 文化財紹介リーフレット作成事業

市民等との役割分担

- 地域の歴史や文化に興味を持つことが期待されます。
- 年中行事や伝統芸能を後世に伝えることや、活動に参加することが期待されます。
- 保護団体や所有者が文化財の公開や活用に対して、積極的に協力することが期待されます。

施策8 高齢者の社会参加の推進

主担当課　高齢福祉課

基本方針

高齢者が生涯にわたり生きがいを持って、いきいきと安心した生活を送ることができるまちをめざします。

健康づくりや社会貢献など、日常生活の中でスムーズに社会参加できる交流の場の充実に努めます。

また、今まで培ってきた経験や知識を活かし、働く意欲と能力を持った高齢者に対して雇用・就労の機会を提供し、生きがいづくりと能力を発揮できる環境づくりを進めます。

現状と課題

平成２３年１０月１日現在の高齢化率※は２８．０％となっており、超高齢社会の中、健康で生きがいのある高齢期を送りたいという思いから、高齢者の社会参加への関心は高まっています。

●核家族化が進む中、高齢者が気軽に交流を持てる場の確保と、自主的な生きがい・健康づくりのための環境整備が必要となっています。

●団塊の世代を中心とした高齢者が地域を構成する重要な一員としての自覚を持ち、各種ボランティア活動への参加や地域での問題解決・支援が必要な人を支える側に回れるような意識づくりを支援すると同時に、就労への支援も求められています。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
シルバー人材センター会員数	784人	815人	806人	900人	
高齢者の達人バンク登録者割合	43.6%	44.6%	42.7%	50.0%	
お茶の間サロン※参加者数	13,629人	15,101人	16,014人	18,000人	
老人クラブ会員数	2,513人	2,257人	2,006人	2,300人	
高齢者のボランティア登録人数	99人	104人	106人	140人	

今後の取り組み

1　いこいの場、交流の場の充実

高齢者が気軽に集えるよう馬下保養センター、老人福祉センターの健全な運営を図るとともに、お茶の間サロンの活動を支援し高齢者が地域づくりに参加できるような交流の場の充実をめざします。

また、高齢者の自主的・積極的な社会活動の主体として、老人クラブの支援を行います。

- 馬下保養センター運営事業
- 老人福祉センター運営事業
- お茶の間サロン開催事業
- 老人クラブ支援事業

2　高齢者の就労支援

高齢化の進展に伴いシルバー人材センターの果たす役割は重要なものになっています。シルバー人材センターの組織強化を図り、働く意欲と能力のある高齢者の就業機会の拡充に努めます。

また、五泉しごと館と連携を図るとともに、民間企業への働きかけを行い就業機会が確保できるよう支援します。

- シルバー人材センター支援事業

3　活躍の場の充実

長年培った技術や能力をもった高齢者が積極的に地域社会で活躍できる環境づくりを進めます。

さまざまな技術や知識をもった人材を登録している生涯学習の「ごせん活き活き楽習達人バンク※」や、各種生涯学習講座との連携を強化し、お茶の間サロン講師など、活躍の場を提供します。

- ごせん活き活き楽習達人バンク推進事業
- お茶の間サロン開催事業

4　高齢者ボランティアの育成

高齢者が互いに声を掛け合ったり助け合ったりできる環境づくりを推進します。さらに団塊世代の人たちが、ボランティア活動を通して今まで培ってきた知識や経験を活かし、自分の生れ育った地域で他の高齢者の生活を支える担い手として活躍できるように情報の提供と人材育成の支援に努めます。

- ボランティアセンター活動推進事業

市民等との役割分担

- 積極的に交流の場に参加することが期待されます。
- 生活の中で培ってきた豊富な知識と経験を活かし、自ら活躍の場を広げることが期待されます。
- ボランティア情報充実への協力とボランティア活動への参加が期待されます。

施策9　障がい者の自立と社会参加への支援

主担当課　健康福祉課

基本方針

障がいのある人が、住み慣れた地域でその能力や個性を活かして自分らしく安心して暮らせるまちをめざします。

そこで、障がいのある人一人ひとりの特性や程度に応じて、必要な福祉サービスを受けられるよう支援するとともに、自らが情報を入手し、気軽に相談できる支援体制の整備を進め、安心して地域生活を送れるように施設整備や各種助成を推進します。

また、障がいのある子どもが、自立するための基礎を身に付け、できる限り障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができる環境整備を推進します。

現状と課題

障がいのある人を取り巻く社会環境が大きく変わろうとしています。平成２３年８月に障害者基本法が改正され、障がいのある人の人権尊重と共生社会の実現が規定されたほか、制度の谷間のない支援を提供するため、現在の障害者自立支援法が廃止され、平成２５年には障害者総合福祉法（仮称）が制定される予定です。

障がい者が安心して暮らせる社会になっていると感じている市民の割合は平成２２年で１０．８％と低い状態にあり、今後も安心して暮らせる社会に向けて取り組む必要があります。

●障がい者の高齢化や障がいが重度化・重複化する中、「障がい」と「障がい者」への理解を一層深め、今後もさらに多様化するニーズに対応していくための各種サービスの充実、相談支援体制や障がい者雇用環境の整備が急務です。

●障がいを早期に発見し、保育園や小中学校において、障がいの程度に合わせた生活を送ることのできる環境整備が必要です。

●障がい者の社会参加を支援するためのハード面（施設等）及びソフト面（事業等）における環境整備が必要です。

施策指標

指標名	実績値			目標値	指標の算式等
	H20	H21	H22	H28	
地域生活移行者数	6人	7人	8人	14人	入所施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）
一般就労移行者数	1人	1人	9人	10人	福祉施設から一般就労への移行者数（単年）
障がい者が安心して暮らせる社会になっていると感じている市民の割合	－	－	10.8%	17.0%	市民意識調査のアンケート項目

今後の取り組み

1　障害福祉サービスの充実

障がい者が、地域で自立した生活を送れるように、居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護（デイサービス）、自立訓練等のサービス給付の充実を図ります。
また、自らが必要とする障害福祉サービスを利用しながら自立して、生活できるよう共同生活介護（ケアホーム）※等の整備を促進します。

- 障害者自立支援給付事業
- 共同生活介護・共同生活援助事業

2　地域生活支援の充実

地域の特性や障がい者のニーズに応じて、移動支援や日中一時支援、訪問入浴等のサービス給付の充実を図ります。
また、特殊寝台や点字図書など日常生活に必要な用具を給付するほか、コミュニケーション支援が必要な方には声の広報の発行、手話通訳の派遣等わかりやすい情報提供に努めます。
さらに、障がい者が日中活動の場として、交流や創作活動サービスを受けられるよう、地域活動支援センター※の利用促進を図ります。

- 地域生活支援給付事業
- 障害者地域活動支援センター事業
- 日常生活用具給付等事業

3　相談支援体制の充実と強化

障がい者の自立を支える地域ネットワークの構築に向けて、五泉市障害者自立支援協議会の活動の充実と強化を図ります。
また、相談支援専門員の資質向上を図るとともに、福祉、保健、医療、就労、教育等幅広いニーズに対応できるよう基幹相談支援センター※の設置をすすめます。
障がい者への虐待や詐欺被害の防止等、障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度※の周知及び利用を推進します。

- 障害者自立支援協議会運営事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業

4　障がい児の療育と教育の充実

障がいの早期発見のため、乳幼児健診や就学前健診等に、障がいに関する知識の普及・啓発を行うほか、医師等による専門的診断、相談支援専門員、保健師などによる相談支援を強化します。また、保育園や学童保育※における障がい児の受け入れ体制整備、療育教室※の充実を図るほか、保育園等訪問支援、放課後等デイサービスの検討を進めます。
小中学校では、一人ひとりの子どもたちの多様なニーズに応えるため、学級の状況に応じて教育補助員※を配置し、特別支援教育※の充実を図ります。

- 健康診査事業
- 療育教室事業
- 特別支援教育推進事業
- 通級学級支援事業

5　雇用・就労の促進

ハローワーク等の労働関係機関と特別支援学校※等の教育機関との連携を図り、障がい者の就労環境の改善について企業に働きかけるなど、就労への支援体制を強化します。
また、一般企業への就労が困難な障がい者には、就労移行支援※、就労継続支援（A型・B型）※施設等の利用を促進し、生産活動や就労支援する場を提供します。

- 就労継続支援（A型）事業
- 就労継続支援（B型）事業
- 就労移行支援事業

6　障がい者理解と社会参加の促進

障がいのある人とない人とが、互いに理解し、助け合って生きる「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動を推進するとともに、フォーラム等を開催します。
障がい者等が安心して行動できるように、公共施設等のバリアフリー化※を推進します。
また、障がい者を理解し寄り添い、社会参加を支援するためのボランティアを育成し、障がい者の居場所づくりを推進します。

- 障がい者フォーラム開催事業
- 福祉のまちづくり等普及・啓発事業
- 精神保健福祉ボランティア講座開催事業

市民等との役割分担

- 一人ひとりが「障がい」に対する関心と理解を深め、偏見をなくし、支援者となることが期待されます。
- 地域、学校、職場等、障がいのある人との交流の機会に、積極的に参加することが期待されます。